

あおぞら 会則

(名 称)

第1条 本会は、「あおぞら」と称します。

(目 的)

第2条 発達障害とその周辺の子どもたち（者）への理解と支援を社会に（とくに周囲の人たちや関係諸機関に）広げ、子どもたち（者）が安心して自立できる社会をめざします。

(活 動)

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- (1) 総会は年1回開催し、活動計画、予算、役員の変更、会則の改定などを行います。
- (2) 役員会を開きます。
- (3) 必要に応じた活動を行います。
- (4) 関係諸機関への働きかけを行います。

(組 織)

第4条 会員と賛助会員があります。

会員

(1) 正会員

発達障害（LD（学習障害）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症・アスペルガー症候群、軽度知的障害等の発達障害）の子ども（者）や親・保護者・家族。

(2) サポート会員

会の趣旨に賛同する個人。

賛助会員

(1) 個人会員

(2) 団体会員

(役 員)

第6条 役員は次のとおりとします。代表、副代表、事務局、広報、会計、会計監査の各1名以上をもって構成します。兼任は妨げません。

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げません。

(会 議)

第8条 役員は、定期的にかかれる役員会に出席し、会の運営や活動について報

告、提案を行い、話し合います。

第9条 総会は、正会員とサポート会員で構成します。

第10条 通常総会は、毎年1回役員会が召集します。臨時総会は、役員会が必要と認めたとき招集することができます。

第11条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければなりません。

- (1) 活動報告及び収支決算について
- (2) 活動計画及び予算案について
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改正
- (5) その他役員会で必要と認めた事項

第12条 総会の通常の議事は、会員の3分の2をもって決めます。

(会計)

第13条 会計年度は、1月1日から12月31日までとします。

第14条 本会の経費は、基本的には会費その他寄付金などをもってあてます。

第15条 会費は次のとおりとします。

- (1) 会員会費は、年会費3千円＋全国LD親の会費1千円とします。ただし、7月1日以降の入会者の初年度会費は年会費1500円＋全国LD親の会費1千円とします。
- (2) サポート会員は、年会費3千円とします。
- (3) 賛助会員は、個人一口1千円～、団体一口5千円～とします。

(会則の変更)

第16条 この会則は、総会において正会員の4分の3以上の議決をもって変更することができます。

附 則

この会則は2006年7月4日より発効します。

この会則は2011年1月16日より発効します。